令和８年２月４日

該当クラブ代表者 各位

大阪府社会人クラブバドミントン連盟
理事長　生田　健一

大会競技役員の設置について

当連盟主催の大会で、役員(理事)数不足により運営に支障が出ています。令和５年度より役員(理事)以外で大会競技役員制度を設けております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

《目的》

１．大会運営の円滑化
２．役員(理事)の業務軽減
３．連盟存続をために、大会運営協力から役員(理事)の増員促進と後継者の育成

《大会競技役員》

１．対象者　　クラブ代表者
　　・代理も可能としますが、任期内を通して協力ができる方
２．人数と任期　　３０名で１年間
　　・年度初めから年度末まで。
３．選出方法　　当連盟登録クラブの５０音順
４．業務内容　　当連盟主催大会及び主管上位大会の運営
　　・当日の準備から終了までの大会進行。
　　・大会で生じた問題点などの改善につての提案。
　　・基本的に役員(理事)と同じ作業を行う。
５．業務日数　　年間 3～６日（主管上位大会は除く）
　　・選手権大会：選手を兼ねない大会日。但し、大会役員不足の場合は選手を兼ねても良い。
　　・団体リーグ戦大会：選手を兼ねない大会日。前期で 1～２会場、後期で 1～２会場の４日間を基本とする。
　　・主管上位大会：選手を兼ねない大会日。
６．その他　　制度の終了期間は当連盟役員(理事)の人数が３０名程度になった時に理事会で決定をする。
　　大会競技役員の出席日については、大会要項が決定後に理事長より出欠確認メールを配信しますので、出席可能日を記入して返信してください。
　　後日、日程調整を行い大会競技役員の依頼日を連絡します。

令和５年５月１日から実施
令和６年４月１日から変更し施行